



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 0 9 号

平成29年(2017年)8月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 告 示</p> <p>○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課) 1</p> <p>● 公 告</p> <p>○予防接種を行うことについて (健康政策課) 1</p> <p>○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課) 3</p>	<p>ページ</p>	<p>○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について (都市計画課) 3</p> <p>○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ( " ) 3</p> <p>○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局) 3</p> <p>● 公 営 企 業 公 告</p> <p>○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) 4</p>
---	------------	--

## 告 示

●金沢市告示第266号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成29年8月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 博洋会 藤井脳神経外科病院	金沢市古府1丁目150番地	平成29年7月1日
わかくさホームケアクリニック	金沢市若草町5番6号	平成29年7月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
キリン堂 長坂薬局	金沢市長坂2丁目1番42号	平成29年7月1日

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年8月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成29年8月1日から 平成30年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		

ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
結核（BCG）	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にあるもの

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別な事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するま

での間にある場合に限る。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
矢崎 潮 矢崎 敏夫	やぎきクリニック	金沢市神田2丁目1番8号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成29年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成29年7月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成29年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市新保本1丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成29年8月1日から 同月15日まで	ウッドパーク新保 本地区地区計画

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成29年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 高度地区	金沢市広坂1丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成29年8月1日から 同月15日まで	広坂地区

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成29年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により平成29年8月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成29年8月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
585	株式会社ケンコー 金沢営業所	金沢市浅野本町口165番地

## ◎正 誤

○平成29年6月12日付け金沢市公報第2904号

頁	箇所	誤	正
1	下から20行目	平成28年告示第8号	平成28年教育委員会告示第8号

○平成29年7月3日付け金沢市公報第2906号付録

頁	箇所	誤	正
4	下から11行目	平成28年告示第8号	平成28年教育委員会告示第8号

平成29年(2017年)8月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)8月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄